

多忙化解消に向けた 業務の役割分担等の 見直しについて

福島県教育委員会

令和2年3月23日

もくじ

I	はじめに	1
II	業務の役割分担等の見直し	2～
	業務の削減・見直し	
1	学校徴収金の徴収・管理	2
2	調査・統計等への回答等	2
3	部活動	3
4	学習評価や成績処理	3
5	学校行事等の準備・運営	4
	外部との連携	
1	講演会等の行事運営	4
2	支援が必要な児童生徒・家庭への対応	4
	専任スタッフの活用	
1	スクール・サポート・スタッフの活用 (市町村立小学校のSSS配置校)	
(1)	学校徴収金の徴収・管理	5
(2)	調査・統計等への回答等	5
(3)	校内清掃	5
(4)	給食時の対応	5
(5)	授業準備及び学校行事等の準備・運営	5
2	部活動指導員の活用 (公立中学校と県立高等学校の部活動指導員配置校)	6
3	スクール・ソーシャル・ワーカーの活用 (支援が必要な児童生徒・家庭への対応)	7
	地域学校協働本部事業等による取組	
1	地域ボランティアとの連絡調整	8
2	その他	
(1)	登下校(小学校)に関する対応	8
(2)	校内清掃	8
(3)	部活動	9
(4)	給食時の対応	9
(5)	授業準備	9
(6)	学校行事等の準備・運営	9

1 はじめに

県教育委員会では、「頑張る学校応援プラン（2017年3月）」の主要施策の取組の一つに「教職員の多忙化解消」を掲げ、2018年2月に教職員多忙化解消アクションプランを策定し、2020年度までの3年間で時間外勤務時間をプランの基準である2017年度から30%削減することを目標に取り組んでいるところです。

2019年度調査の「教員の1週間あたりの学内総勤務時間」の結果は、プランの基準である2017年度と比較すると一部を除いて減少し、増減率で一年目の目標値である10%削減を達成した職種が半数を超えましたが、2018年度の調査結果と比較すると増加した職種もありました。

また、文部科学省の指針^{*1}において、時間外勤務時間の上限の目安として『月45時間以内、年360時間以内』が示されたところです。

そこで、県教育委員会では、教職員多忙化解消アクションプランに沿った取組を今後一層推進するため、業務の役割分担・適正化に係る文部科学省通知^{*2}を参考に業務の役割分担等を整理・見直し、その内容をまとめました。

各所属においては、引き続き教職員多忙化解消に係る取組の実践を進めてください。

※1：「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年1月17日 文部科学省）

※2：「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」（平成31年3月18日 文部科学省通知）
学校・教師が担ってきた業務の役割分担・適正化のために必要な取組を実施することとされている。

II 業務の役割分担等の見直し

業務の削減・見直し

1 学校徴収金の徴収・管理

(1) 県立学校の奨学金に関する事務管理業務については、教員と事務職員が協働で取り組むよう、校内体制の見直しを図ります。

【効果】

教員と事務職員が相互の専門的立場から業務を担うことで、効率的に事務を進めることができることから、処理にかかる時間短縮に結びつきます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

県立学校において各種奨学金に係る校内事務については、その業務量及び専門性を鑑み、教員と事務職員が協働で取り組む環境を整備するよう各校へ周知します。

(2) 各市町村の学校給食費徴収に関する公会計化の導入を推進します。

【効果】

教職員の業務負担の軽減や保護者の利便性の向上、学校給食費の管理における透明性の向上、学校給食費の徴収における公平性の確保、学校給食の安定的な実施などの効果が期待できます。

*参考 公会計化の導入状況（令和2年1月現在） 22市町村

【県教育委員会の取組（手立て等）】

導入が一層推進されるよう、県内の導入の現状や具体的な事例を紹介するなど、事務処理への支援について説明及び協力を依頼し、公会計化を推進します。

2 調査・統計等への回答等

県教委が発出する依頼、調査事項の重複内容をなくします。

【効果】

教育庁内で情報を共有することで、調査依頼に応じる学校の業務が軽減できます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

- 緊急対応の場合を除き、各校への調査依頼は、重複調査とならないよう内容を精査し、依頼件数等の抑制に努めます。
- 課内及び他課で行っている依頼・調査の内容や得られる結果について整理し、同様なものは共同、統一して行います。

3 部活動

(1) 学校の特色化を図りながら、部活動を精選します。

【効果】

部活動の精選により、存続する部活動に複数の教員を配置できるため、個々の教員の負担軽減につながります。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

県立学校については、学校の特色化に寄与する部活動の在り方を工夫し、部活動を精選する際の校内基準について検討を重ねるよう周知します。

市町村立義務教育諸学校については、部活動の設置数の精選や複数顧問の設置、活動内容や実施形態の工夫、シーズン制等による複数種目の実施などの取組を推進するよう周知します。

(2) 各種大会の精選により、部活動の活動時間や休養日等の適正化を図ります。

【効果】

部活動を担当する教員の勤務時間の縮減や負担軽減につながります。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

「運動部活動の在り方に関する方針」の遵守を指導する他に、大会削減の合意形成に向けて、各競技団体が参加する体育・スポーツ団体調整会議等において大会の精選について依頼します。

4 学習評価や成績処理

(1) 県立学校全校で統合型校務支援システムの運用を開始し、学習評価や成績処理等の一元管理と情報の共有化を図ります。

(2) 市町村立学校においては、「市町村立学校統合型校務支援システムの在り方検討協議会」で選定された推奨システムの各市町村による導入を促進し、学習評価や成績処理等の一元管理と情報の共有化を図ります。

【効果】

データの一元管理により、教員の仕事（特に転記や集計作業）が軽減され、生徒と向き合う時間が確保できるようになります。また、システムが統一されることで、異動しても教職員がスムーズに利用でき、作業ミスが発生しにくい環境になります。

さらに、これまで特定の職員に委ねられてきた各学校独自の成績処理等のシステムが不要になり、担当職員の業務軽減が期待されます。

教育委員会や各学校の管理職が統合型校務支援システム導入を業務見直しの好機と捉え、教職員の意識改革を積極的に促すことなどにより、業務改善の促進が期待されます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

県立学校向け統合型校務支援システムについては、円滑な導入に向けて、データ移行や各担当者向けの研修会を開催するなどのサポートを行います。

市町村立学校向け統合型校務支援システムについては、各市町村教育委員会において、統合型校務支援システムの推奨システムの導入や業務の見直しが進むよう、県内各地区で説明会を開催しました。今後も導入・契約に向けて、校務支援システムメーカーとの調整や市町村教育委員会のサポートを行います。

5 学校行事等の準備・運営

副校長、主幹教諭配置校においては、学校行事の運営に係る業務を、副校長・主幹教諭が中心となり、立案・検討・調整します。

【効果】

様々な見方や考え方で校務運営に係る多忙化の解消につながる見直しや改善を図ったり、見直しをもって準備や運営をしたりすることにつながります。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

- 配置校訪問やアンケート調査等をもとに、配置したことによる成果や効果的な活用のための工夫等について市町村教育委員会と連携して周知します。
- 学校行事等の運営に係る立案・検討・調整の業務に副校長及び主幹教諭が積極的に関わるよう周知します。

外部との連携

1 講演会等の行事運営

P T A主催で行われる進路指導講演会等の行事の運営については、保護者の協力が得られるよう努めます。

【効果】

P T A主催の各種行事の運営について教員の負担を軽減できます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

これまで主として教員が担ってきたP T A主催の進路指導等に係る行事については、保護者の協力依頼が可能なものについて整理するなど、研究を進めます。

2 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

家庭教育についての研修会等の実施により家庭教育の支援者を養成し、家庭の教育力向上の一助とします。

【効果】

家庭の教育力の向上を図ることで、保護者への対応や生徒指導的な問題が減少し、間接的に教職員の負担軽減につなげることが期待できます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

各地域の家庭教育の支援者や保護者、その他子どもたちと関わる立場にある方々を対象に、子どもを取り巻く今日的課題を取り上げた研修会を実施します。研修会を実施することにより、親の悩み等に対応したり、子どもたちへの対応が適切に行えたりする人材を育成し、地域の教育力向上を図れるよう支援します。

専任スタッフの活用

1 スクール・サポート・スタッフの活用 (市町村立小学校のSSS配置校)

- (1) スクール・サポート・スタッフが以下の各業務の補助を行います。
- (2) スクール・サポート・スタッフを増員します。

(1) 学校徴収金の徴収・管理

【効果】

集金額の確認や通帳への入金事務の補助を行います。集金業務が軽減され学級担任は、朝の児童の健康観察や家庭からの連絡帳の確認を丁寧に行うことができ、児童と直接関わる時間の確保が進みます。また、集金事務の事故防止にもつながります。

(2) 調査・統計等への回答等

【効果】

データ取りまとめや集計、データ入力業務をSSSが補助し教員を支援します。担任や校務分掌担当等の業務負担が軽減され、児童の個別指導等直接関わる時間や、授業準備・評価、学年・学級経営に関する業務を行う時間の確保が進みます。

(3) 校内清掃

【効果】

教材室や資料室等の整理整頓や、備品照合を、行います。放課後や長期休業における教職員の業務負担が軽減され、授業準備・評価、学年や学級経営に関する業務を行う時間の確保が進みます。また、時間外勤務の縮減にもつながります。

(4) 給食時の対応

【効果】

給食配膳について、低学年担任を補助します。配膳作業の時間が短縮されることで、担任は給食の時間に児童と話をする時間等が確保され、児童理解につながります。また、担任は児童の配膳等の様子を確認できる心の余裕もでき、児童への丁寧な衛生指導・安全指導につながります。

(5) 授業準備及び学校行事等の準備・運営

【効果】

- ① 教材・教具の作成や授業の準備・後片付けを補助します。
 - 補充指導や個別指導等児童と直接関わる時間、授業準備・評価を行う時間、学年や学級経営に関する業務を行う時間の確保が進みます。
- ② 授業で使用する学習プリント等の印刷や仕分けを教員が印刷機を使用しない授業時間帯に行います。
 - 学級担任は、休み時間や放課後に印刷機待ちをする必要がなくなり、授業の準備や児童の個別指導、ふれあいの時間の確保が進みます。
 - 主に放課後に行っていた印刷や仕分けの業務が大幅に減り、時間外勤務の縮減につながります。
 - SSSへ印刷を依頼するために、教員は教材や学習プリントの準備の計画を融通しを持って進めるようになり、心の余裕が生まれます。
- ③ 各種会議等の要項や資料の印刷及び帳合を教職員の指導や助言のもとに行います。
 - 教頭や教務主任、事務職員等の学校運営や学校事務に関わる業務の時間の確保が進みます。また、教頭は、教職員の指導の様子を参観して助言する時間が確保

- され、教員の指導力の向上や組織的な取組へつながります。
- 担任外の教職員や校務分掌担当の業務負担が軽減され、学校運営や学校事務、授業準備・評価、学年や学級経営に関する業務を行う時間の確保が進みます。
 - ④ 学校行事実施に係る会場設営・準備や掲示物の作成・掲示について、その補助業務を行います。
 - これにより業務にかかる時間の短縮及び、学級担任が直接児童に関わる時間や授業準備や評価、学年や学級経営に関する業務を行う時間の確保が進みます。
 - ⑤ 各種コンクール出品に係る名簿作成や作品の取りまとめについて、教員を補助します。
 - 担任や担当教員の業務負担が減り、テストの採点や個別の補充指導、教材研究や授業準備等、子どもと向き合う時間や教員の指導力向上のための時間の確保が進みます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

配置校の勤務状況調査やアンケート調査等をもとに、SSSを配置したことによる成果や効果的な活用のための工夫等について市町村教育委員会と連携して周知します。

2 部活動指導員の活用 (公立中学校と県立高等学校の部活動指導員配置校)

- (1) 部活動の指導に、部活動指導員を活用します。
- (2) 部活動指導員を増員します。
(令和2年度は、公立中学校21市町村80名配置、県立高等学校57校57名の配置を予定しております。)

【効果】

部活動指導に係る時間を縮減し、教材研究や生徒との面談等の時間が確保できます。また、指導による心理的負担が軽減されることが期待できます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

- ① 配置について
 - 高等学校部活動指導員配置促進事業及び公立中学校部活動指導員配置促進事業（市町村が任用する中学校部活動指導員の配置に伴う経費の一部を負担する事業）により配置を行います。
 - 県体育協会や各競技団体との連携を強化し、部活動指導員として配置可能な人材の情報を提供します。
 - 中学校における部活動指導員の増員を検討している市町村に、継続的な予算確保及び身分や任用、職務、勤務形態等の規則整備を依頼します。
- ② 配置後について
 - 部活動指導員の活用状況調査を行い、その効果を検証し、各学校に周知します。
 - 部活動指導員を配置している中学校・高等学校に対し、一週間の顧問の指導日数及び指導時間を調査し、平日・休日ともに指導日数及び指導時間の削減状況を周知します。
 - 部活動指導員に対しては、市町村及び学校が行う研修のほか、県教委による研修を実施し、「運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年7月県教委）のもとに発達段階に応じた科学的な指導、事故発生時の対応、体罰の禁止及び適切な練習時間や休養日の設定等に関する事項の指導を徹底します。

*参考 部活動指導員の配置状況（令和元年度）

ア 公立中学校 18市町村50名配置（前年度 8市町村17名）

イ 県立高等学校 30校35名配置（前年度 18校21名）

*参考 H30部活動指導員活動状況調査結果

【調査：中学校10月、高等学校11月】

部活動指導員を配置している中学校・高等学校に対し、一週間の顧問のべ指導日数及びのべ指導時間を調査し前年と比較した結果、平日・休日ともにその削減につながっています。

3 スクール・ソーシャル・ワーカーの活用 (支援が必要な児童生徒・家庭への対応)

支援が必要な生徒が多い地区に対して、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）の複数配置に努めます。

【効果】

外部との接続や校内におけるケース会議等の開催に係る教員の業務負担が軽減できます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

各地区に配置しているSSWについては、業務内容、実績紹介及び活用方法の更なる周知を図り、学校が抱える業務の軽減を目指します。

地域学校協働本部事業等による取組

- 福島県地域学校活性化推進構想（2019年2月）における「(3) 地域の課題解決に向けた創造的復興教育」を推進するため、これまでの「福島県体験活動・ボランティア推進センター事業」を「地域学校協働本部事業（地域学校協働推進センター事業）」におきかえました。地域全体で教育に取り組む双方向の協働体制を構築します。
- 以下のそれぞれの取組を円滑に機能させていき、その結果として教職員の多忙化解消にも繋がります。

1 地域ボランティアとの連絡調整

福島県地域学校協働本部事業（旧体験活動・ボランティア推進センター）や地域学校協働活動事業、放課後子ども教室事業の機能を活用し、地域と学校の連携・協働を推進します。

【効果】

地域と学校を結ぶ体制を整えることにより、学習活動や環境整備、校外活動等、地域の方々（ボランティア）からの支援が計画的に進められ、教職員の負担軽減につなげることが期待できます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

- 県内全ての公立学校に地域連携担当教職員を継続して任命し、校務分掌に位置づけるよう働きかけます。
- 様々な地域との連携に関する窓口業務や地域人材の依頼・活用等に関する業務を一元化できるようにします。
- 市町村に地域コーディネーター（地域学校協働推進員）の配置を働きかけます。
- 「地域と学校の連携・協働のてびき」を活用し、地域連携担当教職員等研修会を県内7地区で実施します。
- 地域と学校の連携がスムーズに行えるように研修会等の充実を図ります。

2 その他

福島県地域学校協働本部事業（旧体験活動・ボランティア推進センター）や地域学校協働活動事業の機能を活用し、以下の地域と学校の連携・協働を推進します。

（1）登下校（小学校）に関する対応

【効果】

学校が地域の方々と役割を分担し、支援してもらうことで、教職員の負担軽減につなげることが期待できます。

（2）校内清掃

【効果】

清掃の時間帯に地域の方々（ボランティア）が入り子どもたちを支援することで、教職員の負担軽減につなげることが期待できます。

(3) 部活動

【効果】

部活動指導について、地域のボランティアを活用し、指導を分担することで教職員の負担軽減につなげることが期待できます。

(4) 給食時の対応

【効果】

地域のボランティアや保護者の支援を受けることで、子どもたちの安全性を確保することができるとともに、教職員の多忙感を和らげることが期待できます。

(5) 授業準備

【効果】

プリントの印刷や教材の作成、地域の人材や企業を活かした授業等について支援を受けることで、空いた時間等を教材準備や児童生徒への個別指導の時間にあてることが期待できます。

(6) 学校行事等の準備・運営

【効果】

運動会や音楽会、修学旅行・遠足等の学校行事で、地域のボランティアや保護者に支援してもらうことで、教職員の負担軽減につなげることが期待できます。

【県教育委員会の取組（手立て等）】

地域連携担当教職員や地域コーディネーター、ボランティア等を対象とした研修会を各地区で実施することで、地域と学校の連携・協働の推進を図ります。また、市町村に対して、その必要性を理解していただけるよう努めていきます。